

令和 6 年の薬剤師の届出のお願い

日本国内に居住する薬剤師は、2年に1度、12月31日現在における氏名、住所その他厚生労働省令で定められている事項について、届け出ることが義務付けられております（薬剤師法第9条）。令和6年はその届出年にあたりますので、**令和7年1月15日（水）**までに、必ず届出をお願いします。なお、令和4年度の届出から、薬局、医療機関等に勤務する薬剤師については、オンラインによる届出が可能となっております。

- 1 届出義務のある者：日本国の薬剤師名簿に登録されている薬剤師（休業中を含む）
- 2 届出事項：令和6年12月31日現在の別紙届出票に係る事項
- 3 届出方法・届出先：次のいずれかによる方法

① オンラインによる届出

- i) 薬局、医療機関等（※）に勤務する薬剤師のみが選択可能

※ 薬局、医療機関等とは、病院、一般診療所、歯科診療所、薬局、介護保険施設、医薬品製造販売業・製造業・販売業、教育機関、衛生行政機関・保健衛生施設等を基本として想定するが、それ以外の薬剤師が勤務する機関についてもオンラインによる届出は可能。

- ii) 薬局、医療機関等が発行するIDを用いて届出システムにアクセスし、必要事項を直接入力又は電子媒体の届出票をアップロードすることにより届出を行う。

② 紙媒体による届出

- i) オンラインによる届出が困難な薬剤師や、薬局、医療機関等に勤務していない薬剤師が選択する方法
- ii) 保健所等を通じて入手した紙媒体の届出票に必要事項を記入し、住所地の保健所又は従業地の保健所へ届出を行う

4 届出の期限：令和7年1月15日（水）

詳細につきましては、下記の厚生労働省ホームページをご覧ください。

【厚労省】医療従事者による2年に一度の届出（三師届・業務従事者届）について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/iryujishu-todokede-sys.html